

住居等制限命令制度について

裁判所は、現行の勾留と同じ要件が認められるときは、被告人に対し、住居の制限、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族への接触の禁止、特定の場所への立入りの禁止その他罪証の隠滅又は逃亡を防止するために必要な事項を命じること（住居等制限命令）ができるものとする。

（新設）

裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたる時は、被告人に対し、住居の制限、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族への接触の禁止、特定の場所への立入りの禁止その他罪証の隠滅又は逃亡を防止するために必要な事項を命じること（以下「住居等制限命令」という。）ができる。

- 一 被告人が定まつた住居を有しないとき。
- 二 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 三 被告人が逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

起訴後の住居等制限命令の期間は、現行の起訴後勾留と同一とする。

（新設）

住居等制限命令の期間は、公訴の提起があつた日から二箇月とする。特に継続の必要がある場合においては、具体的にその理由を附した決定で、一箇月ごとにこれを更新することができる。但し、第八十九条第一号、第三号、第四号又は第六号にあたる場合を除いては、更新は、一回に限るものとする。

住居等制限命令違反を勾留要件（４号）として規定する。

現行の２号（罪証隠滅）及び３号（逃亡）の要件に、住居等制限命令によっては罪証の隠滅又は逃亡を防止することが困難であると認められることを加える。

勾留は、被告人の身体を拘束する必要性の程度並びに身体を拘束することによって被告人が受けるおそれのある不利益の内容及び程度を考慮して相当と認める場合に限り、することができるものとする。

(60条1項改正)

裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたり、かつ、被告人の身体を拘束する必要性の程度並びに身体を拘束することによって被告人が受けるおそれのある不利益の内容及び程度を考慮して相当と認めるときは、これを勾留することができる。

- 一 被告人が定まつた住居を有しないとき。
- 二 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があり、かつ、住居等制限命令によってはこれを防止することが困難であると認められるとき。
- 三 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があり、かつ、住居等制限命令によってはこれを防止することが困難であると認められるとき。
- 四 被告人が住居等制限命令に違反したとき。

住居等制限命令の理由又は必要がなくなったときは、裁判所は、検察官、被告人若しくはその弁護士、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により、又は職権で、決定を以て住居等制限命令を取り消さなければならないものとする。

(87条改正)

住居等制限命令若しくは勾留の理由又は住居等制限命令若しくは勾留の必要がなくなったときは、裁判所は、検察官、住居等制限命令を受け若しくは勾留されている被告人若しくはその弁護士、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により、又は職権で、決定を以て住居等制限命令又は勾留を取り消さなければならない。

検察官は、裁判官に、逮捕された被疑者に対する住居等制限命令を請求することができるものとする。

(204条、205条及び206条改正)

検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者(前条の規定により送致された被疑者を除く。)を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護士を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、住居等の制限及び留置の必要がないと思料するときは直ちにこ

れを釈放し、住居等の制限又は留置の必要があると料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に裁判官に被疑者の住居等制限命令又は勾留を請求しなければならない。但し、その時間の制限内に公訴を提起したときは、住居等制限命令又は勾留の請求をすることを要しない。

検察官は、第二百三条の規定により送致された被疑者を受け取つたときは、弁解の機会を与え、住居等の制限及び留置の必要がないと料するときは直ちにこれを釈放し、住居等の制限又は留置の必要があると料するときは被疑者を受け取つた時から二十四時間以内に裁判官に被疑者の住居等制限命令又は勾留を請求しなければならない。

検察官又は司法警察員がやむを得ない事情によつて前三条の時間の制限に従うことができなかつたときは、検察官は、裁判官にその事由を疎明して、被疑者の住居等制限命令又は勾留を請求することができる。

住居等制限命令の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する（被疑者が住居等制限命令に違反したときは、職権で被疑者を勾留することができる）ものとする。

勾留の請求を受けた裁判官は、勾留の理由がないと認める場合において、住居等制限命令の理由があると認めるときは、住居等制限命令を発しなければならないものとする。

（207条改正）

住居等制限命令又は勾留の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。但し、保釈については、この限りでない。

裁判官は、住居等制限命令又は勾留の請求を受けたときは、速やかに住居等制限命令又は勾留状を発しなければならない。ただし、住居等制限命令又は勾留の理由がないと認めるとき、及び前条第二項の規定により住居等制限命令又は勾留状を発することができないときは、住居等制限命令又は勾留状を発しないで、直ちに被疑者の釈放を命じなければならない。

勾留の請求を受けた裁判官は、勾留の理由がないと認める場合において、住居等制限命令の理由があると認めるときは、速やかに住居等制限命令を発しなければならない。

住居等制限命令違反を理由とする起訴前勾留の期間は、勾留状を執行した日から10日とする。

(208条1項改正)

前条の規定により被疑者を勾留した事件につき、勾留の請求をした日(第六十条第四号にあたる場合は勾留状を執行した日)から十日以内に公訴を提起しないときは、検察官は、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

起訴前の住居等制限命令の期間は30日とし、やむを得ない事由があると認めるときは、1回30日を超えない範囲内、通じて60日を超えない範囲内で延長することができるものとする。

(新設)

前条の規定により被疑者に住居等制限命令を発した事件につき、住居等制限命令又は勾留の請求をした日から三十日以内に公訴を提起しないときは、住居等制限命令は、その効力を失う。

裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、前項の期間を三十日を超えない範囲内で延長することができる。この期間の延長は、通じて六十日を超えることができない。

以上

身体拘束の適正な運用を担保するための指針について

1 否認等の不利益取扱いの禁止

提案

勾留又は保釈の裁判においては、被疑者若しくは被告人が嫌疑を否認したこと、取調べ若しくは供述を拒んだこと又は検察官請求証拠について第326条の同意をしないことを被疑者若しくは被告人に不利益に考慮してはならないものとする。

提案理由

従来、嫌疑を否認する供述態度や黙秘という供述態度は、勾留・保釈の裁判において、罪責を免れる意図を窺わせ、罪証隠滅や逃亡の主観的意図を推認させるものとして、被疑者・被告人に不利益に取り扱われてきた。

確かに、実際には罪を犯している被疑者・被告人が、罪責を免れる意図に基づいて、否認という供述態度をとる場合もあることは否定しない。

しかし、他方で、罪を犯していない被疑者・被告人は、嫌疑を否認するのが当然である。そのため、否認という供述態度の不利益取扱いは、罪を犯していない被疑者・被告人の身体を長期間にわたり拘束し、重大な不利益を被らせるといった不当な結果をもたらしている。

また、身体拘束は、被疑者・被告人の防御権の行使を著しく困難にするものである。否認という供述態度の不利益取扱いは、とくに防御の必要性が大きい否認事件において、防御権の行使を困難にするものであり、その結果、えん罪の危険を増大させている。

そして何より、否認や黙秘を理由に身体拘束を長期化することは、自由と引き換えに自己に不利益な供述を強要する結果を生じさせている。このことは、憲法38条に違反する事態であり、罪を犯していない人に虚偽自白を強要し、罪に陥れているということを意味する。

被告人が検察官請求証拠に同意しないことも、保釈の裁判で被告人に不利益に取り扱われているが、かかる取扱いも、同様の弊害を生じさせている。

これらの深刻な弊害を解消するためには、政策的に、勾留・保釈の裁判においては、嫌疑を否認したこと、取調べ若しくは供述を拒んだこと又は検察官請求証拠について同意をしないことを被疑者・被告人に不利益に考慮してはならないことを明文で規定すべきである。

2 身体不拘束捜査の原則

提案

検察官、検察事務官及び司法警察職員は、できる限り、被疑者の身体拘束を避け、身体を拘束する必要がなくなったときは直ちに釈放することに努めなければならないものとする。

提案理由

現行刑事訴訟法は任意捜査を原則とし、身体拘束を例外と位置付けていると解されるが、原則と例外が逆転した運用が定着し、漫然と長期間の身体拘束が行われている現状に鑑み、できる限り身体拘束を回避する義務を明文化すべきである。

以上